

危険物新聞

第183号

発行所 大阪府危険物品協会連合会

発行人 田宮 呉 策

大阪市西区西長堀北通1丁目

四つ橋ビル8階

TEL (531) 9717. 5910

定価 1部 20円

危険物関係法令

改正に着手

消防庁では兼ねて要求していた昭和44年度予算が承認されたので、いよいよ新年度より消防法改正に着手することになった。

一昨年消防審議会より答申された危険物規制を主体とした消防法改正問題は、予算の都合で一時進展していなかったが、新年度予算で認められ具体的に改正作業が進められることになった。

改正方針は、答申に基き、現処危険物の考え方を全面的に改め、新たに

▷危険物

▷混合禁止物

▷大量可燃物

▷避難時に人体に障害を与えるおそれのある物質の区分に分類し、それぞれの危険性に対処した規制をしようとするものである。

分類指定に伴い現行規制内容(政令、規則)も大巾に改正が予想されるので、改正実施は早くても45年度になる模様である。

大阪府乙種第4類取扱主任者試験

合格率58.7%

大阪府では2月23日、近畿大学で、午前と午後に分けて43年度第4回危険物取扱主任者試験を実施、3月7日その合格者を発表した。

受験者は4,000名を超え、合格率は58.7%と最近の平均合格率を上廻る好成績で、2,391名が合格した。

受験申請者	4,309
欠席者	241
実受験者(A)	4,068
合格者(B)	2,391
合格率(B/A)	58.7%

参考までに最近の乙種第4類試験合格率を調べてみると

44年2月(今回)	59%
43年10月	49%
43年7月	47%
43年5月	45%
43年2月	51%
42年10月	51%

連合会主催の準備講習会も例年どおり事前に行なわれたが第1期～第8期を通じ、一般的に出席率もよく(出席率93%～95%)、受講態度もきわめて良好であった。

講習受講者で受験した者の合格率は調査資料が不足で、

ゼロタッチ

新しい時代に
マッチした
ニュータイプの消火器

ヤマト消火器株式会社

カタログのご請求は…… 大阪市東成区深江中1-13 TEL (976) 0701 (代)

ヤマト消火器



確固たるデータは出ないが、参考までに一部の資料に基づき集計すると次のとおりとなる。

受講生2,600名のほとんどは受験したと推定できるが、その内で可否の明確な者は約半数の1,250名である。

その内訳は、

期別(会場)	受験申請者数(A')	合格者数(B)	合格率(B/A')
1(茨木)	206	146	71%
2(堺)	225	132	59%
3(厚生)	114	78	68%
4(厚生)	118	84	71%
5(厚生)	136	89	65%
6(厚生)	129	93	72%
7(厚生・夜間)	196	133	68%
8(厚生)	125	70	56%
計	1,249	825	66%

また、受験番号別にみると、番号順の上位は講習受講者で下位はほとんど非受講者とみなされるが、次のようである。

(午前の部)		(午後の部)	
受験番号	合格数	受験番号	合格数
1~10	8	3001~3010	3
11~20	7	3011~3020	8
21~30	6	3021~3030	6
31~40	9	3031~3040	5
41~50	8	3041~3050	6
51~60	8	3051~3060	9
61~70	9	3061~3070	8
71~80	7	3071~3080	4
81~90	7	3081~3090	7
91~100	9	3091~3100	5
小計	78	小計	61
101~110	9	3101~3110	9
111~120	6	3111~3120	5
121~130	7	3121~3130	10
131~140	6	3131~3140	9
141~150	5	3141~3150	5
151~160	5	3151~3160	7
161~170	7	3161~3170	7
171~180	10	3171~3180	5
181~190	9	3181~3190	6
191~200	9	3191~3200	7
小計	73	小計	70
201~210	5	3201~3210	6
211~220	5	3211~3220	6
221~230	7	3221~3230	4
231~240	7	3231~3240	6
241~250	7	3241~3250	9

251~260	8	3251~3260	4
261~270	7	3261~3270	8
271~280	7	3271~3280	7
281~290	8	3281~3290	8
291~300	9	3291~3300	3
小計	70	小計	61
1851~1860	7	4851~4860	3
1861~1870	5	4861~4870	5
1871~1880	5	4871~4880	2
1881~1890	3	4881~4890	3
1891~1900	5	4891~4900	4
1901~1910	3	4901~4910	6
1911~1920	6	4911~4920	5
1921~1930	1	4921~4930	4
1931~1940	1	4931~4940	3
1941~1950	6	4941~4950	1
小計	42	小計	36
1951~1960	4	4951~4960	1
1961~1970	4	4961~4970	3
1971~1980	3	4971~4980	5
1981~1990	6	4981~4990	4
1991~2000	4	4991~5000	4
2001~2010	1	5001~5010	2
2011~2020	4	5011~5020	5
2021~2030	5	5021~5030	4
2031~2040	7	5031~5040	6
2041~2050	5	5041~5050	5
小計	43	小計	39
2051~2060	2	5051~5060	3
2061~2070	3	5061~5070	4
2071~2080	7	5071~5080	3
2081~2090	4	5081~5090	2
2091~2100	8	5091~5100	4
2101~2110	7	5101~5110	2
2111~2120	10	5111~5120	1
2121~2130	6	5121~5130	5
2131~2140	3	5131~5140	4
2141~2150	2	5141~5150	2
小計	52	小計	30

会社別合格率(その1)

社名	受験者数	合格者数	合格率
Nペイント	15	11	73%
S石油発売所	22	15	68%
A社(運送)	16	9	56%
B社(石油)	16	8	50%
C社(自動車)	8	4	50%
D社(自動車)	6	3	50%
E社(ビル管理)	6	3	50%
F社(石油)	6	3	50%

消防隊員ら100名余ガス中毒

危険物製造所出火<名古屋・T合成>

大阪市消防局指導課安全係長 米 谷 重 雄

1月27日午前6時過ぎ、名古屋市のT合成化学名古屋工場でアクリル酸合成工場（危険物製造所）が出火、消火活動中の従業員ならびに名古屋市消防隊、隣接工場自衛消防隊員百数十名が触媒のニッケルカーボニルで中毒にかかるという事故が発生した。

二次的被害の大きかった化学工場の特殊火災のことであり、後日事故現場を調査したので関係者の予防対策の参考に供したい。

》T化学名古屋工場の概要《

危険物製造所17、一般取扱所20、屋内貯蔵所10、屋外タンク貯蔵所103、自家給油所1、計151カ所の危険物施設をもった化学工場である。

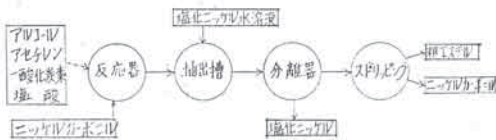
その主体をなすアクリル酸の合成では、アクリル酸メチル、アクリル酸エチル、アクリル酸ブチル、アクリル酸ジエチルヘキシルの4種類のを製造しているが、出火したのはアクリル酸ジエチルヘキシルエステル合成工程である。

》アクリル酸合成工程《

アクリル酸エステルの製造は最近の合成樹脂ブームによりクローズアップされた工業で、いわゆるレベッ法による、アセチレン、一酸化炭素から出発し、ニッケルカーボニルを触媒として使用することにより常温常圧で反応が促進化される製造法によっている。

その合成は第1回のフローシートで示されるとおりである。まず反応槽では反応後粗アクリル酸ジエチルエステルが合成されるとともに触媒カーボニル残渣、未反応物質および塩化ニッケルが生成（ニッケルカーボニルの一部が塩酸と反応した結果）され、抽出槽へ送られる。

抽出槽では塩化ニッケル稀水溶液の添加により粗エステルに溶解中の塩化ニッケルが抽出され、粗エステル、ニッケルカーボニル、塩化ニッケル水溶液となって分離器で塩化ニッケル水溶液が分離される。



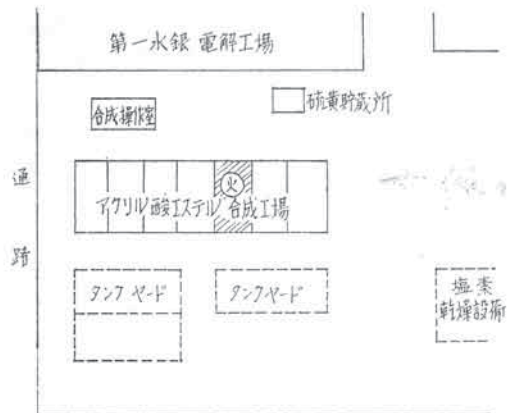
粗エステル、ニッケルカーボニルはストリッピングで蒸留し、粗エステルとニッケルカーボニルに分離する。

》出火場所と出火状況《

出火した工場は昭和39年に危険物製造所として許可された間口42メートル、奥行12メートル鉄骨架構造5階建のもので間口6メートル毎に7スパンに区画されている。そのうちの10A合成工程の1階、塩化ニッケル抽出槽下部ポンプ附近とみられている。

この工場はオートメーション方式で作業員はおらず別棟コントロールルームで操作される。たまたま隣接工場の係員が工場点検中、アクリル酸エステル工場からの出火を発見しコントロールルームに通報した。

このときコントロールルームでは異常は認められていない。



》出火原因《

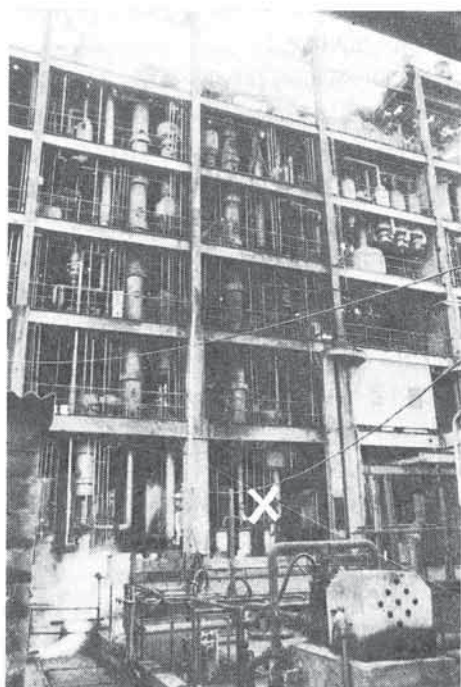
抽出槽または液送ポンプ附近から漏出したニッケルカーボニルが酸化滞留しスチームパイプまたはモーター等の高温体に接触し発火（発火点60°C）したのではないかとみられているが現在のところ断定資料はない。

》消火活動と被災状況《

同社自衛消防隊は出火と同時に現場に出勤消火活動に従事また、間もなく到着した消防隊を支援して周辺5社の自衛消防隊も活躍した。

消防隊が工場に到着した際保安員に爆発および毒性危険について質問したが、有毒ガスのおそれなしとの回答を得、中毒対策をせずに消火に当たった。そして、火災がほとんど鎮火状態になったとき、工場側より有毒ガス発生を報告、その後は無人放水銃に切り替える等の措置をとったが後の祭り、多数の中毒患者を出した。

ガス中毒者は、消防職員58名、警察官10名、T合成従業員33名、応援自衛消防隊員13名、計114名で、当初そのほとんどは入院加療した。主として注水消火が行なわれ、8時30分頃鎮火、火災損失は同スパンの建物および機械装置、原材料で他工場への延焼はまぬがれた。



〔写真〕合成工場の一部、×印は出火したスパン

》ニッケルカーボニルの性状《

ニッケルカーボニル $[\text{Ni}(\text{CO})_4]$ は前述のようにアクリル酸エステルを合成するとき触媒として使用される無色透明の引火性液体（第一石油類）で、気化性が大きく、その蒸気は猛毒である。

その性状は次のとおり。

1. 分子式、 $\text{Ni}(\text{CO})_4$ 、構造式
2. 一般性状、無色の液体
3. 比重 1.3
4. 引火点 -20°C
5. 発火点 60°C
6. 沸点 43°C
7. 毒性 恕限度0.001p.p.m
(参考：ベンゾール25p.p.m)
8. 溶解性 水にはとけないがアルコール、クロロホルム、ベンゾール等の有機溶媒に溶解する。
9. 適応消火法 注水消火
10. その他 濃硫酸に接触すると爆発する。
約 200°C に加熱すると金属ニッケルと一酸化炭素とに分解する。



》ニッケルカーボニルの毒性《

非常に気化しやすく、その蒸気は特有の香りと臭気をもっている。毒性は恕限度0.001p.p.mで判るとおり猛毒である。

このガスを吸入すると吸入の割合によって不快感、窒息感、頭痛、悪心、めまい、歩行困難をきたし、ついで胸のいたみ、乾いたせき、呼吸困難などを起すが、痰の出ることは少ない。時には胸骨のうしろの痛み、各部の粘膜の貧血、脈博増加、発熱、激しい嘔気、胃痛、便秘、軽度の黄疸などを起こすことがある。

これまでも従業員が時折中毒症状を起こしたこともあるが、自覚症の多くは、「物忘れする」というもので、その他「不眠」「頭痛」「根気がない」などいづれも中枢神経障害に属するものであった。

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
 防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 } YMオートアンロック
 泡・ガス・エアードーム消火装置

YM式オートアンロック西日本総括
 齊田式救助袋 近畿地区
 日本ドライケミカル(株)
 ヤマト消火器(株) } 代理店

株式会社
三和商会
 TEL 06 (443) 2 4 5 6

このような中毒症状の現われるのは、吸入後20～40時間を要するものとみられている。現に今回の場合でも、消防隊員は消火活動後、勤務時間外となり、それぞれ自宅に引き上げた後症状を自覚している。

ニッケルカーボニルの生体への作用は、明らかでないが、これが血液中に吸収され、除々に分解して一酸化炭素による中毒だという説、分解したニッケルによる中毒作用であるという説、ニッケルカーボニル自身による作用であるという説、および生体細胞原形質毒で特に細胞呼吸をさまたげるという説等がある、今後多くの研究課題を残している。

実際にマウスにこの蒸気を吸入させ死亡したものを調べたところでは高濃度(4,000p.p.m)のものを吸入したのは心破裂、肺、肝の出血があるので出血死、低濃度(40p.p.m)のものを吸入死亡した場合は、心、肝、肺に中等程度の出血と肺に著明な浮腫ができていたという。

以上のように未だ中毒症の根源が不明であるうえ、臨床例があまりないことから、入院している中毒患者に対して積極的な治療法がなく、絶対安静と酸素吸入を行ってきたが、3月14日現在、数名を残して退院し、多くが自宅療養している模様である。

》毒性ガスの中毒予防対策《

今回のT合成化学の火災は第1石油類やアルコール類を使用する危険物製造所の火災としては予想外の、いわゆる燃焼損失よりも中毒被害がクローズアップされた事故であった。われわれ関係者としてもこの事故例の教訓を生かしその予防対策を講じておかなければならない。

毒性物質にも、T合成のように常温では液体であるが気化しやすいもの、亜硫酸ガスのように気体のもの、アンモニアのように気体であるが通常は圧縮液化して貯蔵取扱い、容器が洩れた場合に気化するもの、黄りんのように固体のもの、水銀のように液体のもの等いろいろその性状が異なり、またその毒性も物質によって非常に差があるので、当然その性質、作業仕様に基き基本的な対策は考えなければならぬ。毒性物質は一般的には呼吸器、消化器を通じ

体内に吸収されるが、なかには皮膚からも吸収される場合があるので、防毒マスクのみに頼って失敗を招くこともある。

通常有毒物質を取扱う場合、作業中毒の予防にはかなり積極的で、機械装置の整備、換気の励行、防毒マスクの使用等の措置がとられているが、機械装置や配管の故障および地震、火災時の対策については一般におろそかにされがちである。

とくに火災時は燃焼による異常反応、機器の破損により通常安全であるべき場所に有毒物質が生成されたり、有毒ガスが発生したりするケースが多い。その上消火に従事する者は当該作業員に限らず、消防隊員、他社自衛消防隊員あるいは従業員であっても関係外の者等中毒予防について無知な者が当然予想されるので、ことの外厄介であり非常時の周知徹底対策が望まれる。

消防当局としても火災予防はもちろん、有害物質の貯蔵取扱いについても調査しているが、関係事業所の協力がなければその対策も不備となり、予期せぬ被害を招くおそれがある。この種の災害防止にはなんといっても防火対象物の設置者が十分認識しなければならない。

消防当局者にはもちろんのこと自社従業員にも貯蔵取扱品目がなんであるかを周知しないようではT合成類似の惨事は永久に繰り返され、その頻度も社会の進歩とともに大きくなるであろう。

すくなくとも危険薬品を扱う以上、災害発生防止に万全の設備と措置を講じることはもちろん、消防機関との連絡を密にし、常に技術責任者を配置して、万一の場合消火活動上の保安に当らせる等積極的な事故防止対策の樹立が必要である。

会社別主任者試験合格率(その2)

(社名)	(受験者数)	(合格者数)	(合格率)
S電気工業	30	29	97%
M十字	21	19	90%
N交通	28	23	82%
N電気鉄道	43	32	74%
M電工	67	44	66%

おそろしい火花から職場を守ろう!

消防用設備総合商社

ベアロン
防爆用安全工具

発売元



真弓興業株式会社

カタログ持参説明させていただきます

本社 大阪市北区空心町1-5 TEL (352) 5941・(351) 4533
 堺支社 堺市大浜中町2-2 TEL 0722(38)8188~9・9261~2
 大阪営業所 大阪市東成区大今里南之町 TEL (971) 5636~8
 西野田営業所 大阪市福島区茶園町128 TEL (461) 3163・(462) 5619
 北営業所 大阪市北区空心町1-5 TEL (352) 4147・4185

消防法施行令一部改正

防災、自火報規制強化

政令第18号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条の2第1項、第8条の3、第17条第1項、第17条の2第1項、第21条の2第1項及び第21条の15第1項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令(昭和36年政令第37号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「この条及び第25条において」を削る。
第4条の2に見出しとして「(届出を要する物質の指定)」を附し、同条を第4条の4とし、第4条の次に次の2条を加える。

(共同防火管理を要する防火対象物の指定)

第4条の2 法第8条の2第1項の政令で定める防火対象物は、別表第1(1)項に掲げる防火対象物で地階を除く階数が5以上のものとする。

(防災防火対象物の指定等)

第4条の3 法第8条の3の政令で定める防火対象物は、別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(12)項ロに掲げる防火対象物(次項において「防災防火対象物」という。)ならびに工事中の建築物その他の工作物(自治省令で定めるものを除く。)とする。

2 別表第1(1)項に掲げる防火対象物の部分で前項の防災防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されるものは、同項の規定の適用については、当該用途に供される1の防災防火対象物とみなす。

3 法第8条の3の政令で定める物品は、カーテン、暗幕及びどん帳その他舞台において使用する幕ならびに工服用シートとする。

4 法第8条の3の政令で定める防災性能の基準は、炎を接した場合に熔融する性状の物品にあっては次の各号、その他の物品にあっては第1号から第3号までに掲げる数値の範囲内で自治省令で定めるところによる。

- (1) 物品の残炎時間(着炎後バーナーを取り去ってから炎をあげて燃える状態がやむまでの経過時間をいう。)については、5秒
- (2) 物品の残じん時間(着炎後バーナーを取り去ってから炎をあげずに燃える状態がやむまでの経過時間をいう。)については、20秒
- (3) 物品の炭化面積(前2号の残炎時間または残じん時間

間内において炭化する面積をいう。)については、40平方センチメートル

(4) 物品の接炎回数(溶融し尽くすまでに必要な炎を接する回数をいう。)については、3回以上10回以下

5 前項に規定する防災性能の測定に関する技術上の基準は、自治省令で定める。

第7条第3項第4号を次のように改める。

- (4) 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び次に掲げる非常警報設備
 - イ 非常ベル
 - ロ 自動式サイレン
 - ハ 放送設備

第9条中「この節」の下に「(第24条第2項及び第3項第1号を除く。)」を加える。

第11条第2項中「及び第21条第2項」及び「及び第21条」を削る。

第21条第1項第1号中「別表第1」の下に「(1)項ロ及び」を加え、同項第3号中「及び(1)項から(4)項まで」を「、(1)項、(1)項イ及び(4)項」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 前各号に掲げる防火対象物またはその部分以外の別表第1(1)項から(6)項まで、(12)項ロ及び(13)項に掲げる建築物の11階以上の部分のうち、建築基準法施行令第112条第5項から第7項までの規定により区画された部分以外の部分で当該部分の床面積の合計が100平方メートルをこえるもの

(8) 別表第1(13)項イに掲げる防火対象物(第3号に掲げるものを除く。)の地階または2階以上の階(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。)で、駐車のために供する部分の床面積が200平方メートル以上のもの

(9) 別表第1に掲げる防火対象物の通信機器室で床面積が500平方メートル以上のもの

第21条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項に次の1号を加え、同項を同条第2項とする。

(4) 自動火災報知設備には、非常電源を附置すること。

第21条第4項中「その部分」の下に「(自治省令で定めるものを除く。)」を加え、「^{あわ}泡消火設備、不燃性ガス消火設備、蒸発性液体消火設備または粉末消火設備」を「または泡消火設備(いずれも自治省令で定める閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)」に、「第15条第16条、第17条若しくは第18条」を「若しくは第15条」に改め、同項を同条第3項とする。

第22条第1項中「(耐火建築物を除く。)」を削り、同項に次の1号を加える。

(6) 前各号に掲げるもののほか、別表第1(1)項から(6)項まで及び(13)項に掲げる建築物で、当該建築物における

契約電流容量(同一建築物で契約種別の異なる電気が供給されているものあっては、そのうちの最大契約電流容量)が50アンペアをこえるもの

第23条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「第1項」を「同項」に改め、同条中同項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第24条第1項を次のように改める。

非常警報器具は、別表第1(5)項イ、(6)項、(9)項及び(10)項に掲げる防火対象物で収容人員が20人以上50人未満のもの(次項に掲げるものを除く。)に設置するものとする。ただし、これらの防火対象物に自動火災報告設備または非常警報設備が第21条もしくは第4項に定める技術上の基準に従い、または当該技術上の基準の例により設置されているときは、当該設備の有効範囲内の部分については、この限りでない。

第24条第2項中「前項」を「第3項」に改め、同項第2号中「非常警報設備」の下に「の起動装置」を加え、同項に次の1号を加え、同項を同条第4項とする。

(3) 非常警報設備には、非常電源を附置すること。

第24条第1項の次に次の2項を加える。

2 非常ベル、自動式サイレンまたは放送設備は、別表第1(1)項から(10)項までに掲げる防火対象物で次に掲げるもの(次項の適用を受けるものを除く。)に設置するものとする。ただし、これらの防火対象物に自動火災報知設備が第21条に定める技術上の基準に従い、または当該技術上の基準の例により設置されているときは、当該設備の有効範囲内の部分については、この限りでない。

(1) 収容人員が50人以上のもの

(2) 前号に掲げるもののほか、地階及び無窓階の収容人員が20人以上のもの

3 非常ベル及び放送設備または自動式サイレン及び放送設備は、次に掲げる防火対象物に設置するものとする。

(1) 地階を除く階数が11以上のものまたは地階の階数が3以上のもの

(2) 前号に掲げるもののほか、別表第1(5)項イ及び(6)項に掲げる防火対象物で収容人員が300人以上のものまたは同表(1)項から(4)項まで、(5)項ロ、(7)項及び(8)項に掲げる防火対象物で収容人員が800人以上のもの

第24条に次の1項を加える。

5 第3項各号に掲げる防火対象物のうち自動火災報知設備または自治省令で定める放送設備が第21条もしくは前項に定める技術上の基準に従い、または当該技術上の基準の例により設置されているものについては、第3項の規定にかかわらず、当該設備の有効範囲内の部分について非常ベルまたは自動式サイレンを設置しないことができる。

第26条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、避難が容易であると認められるもので自治省令で定めるものについては、この限りでない。

第26条第1項第1号中「、(2)項、(4)項、(5)項イ及び(6)項」を「から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項」に、「(3)項、(5)項ロ及び(7)項から(10)項まで」を「(5)項ロ、(7)項、(8)項及び(10)項から(10)項まで」に改め、「地階」の下に「、無窓階」を加え、同項第2号中「及び(2)項」を「から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項」に、「(3)項から(10)項まで」を「(5)項ロ、(7)項、(8)項及び(10)項から(10)項まで」に改め、「地階」の下に「、無窓階」を加え、「(昼間(日出時から日没時までの間をいう。))のみ使用する防火対象物またはその部分で、採光が避難上十分であるものを除く。」を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 誘導標識 別表第1(1)項から(10)項までに掲げる防火対象物

第26条第2項第4号中「で防火対象物の地階または11階以上の部分に設置するもの」を削り、同条に次の1項を加える。

3 第1項第4号に掲げる防火対象物またはその部分に避難の方向を明示した通路誘導灯を前項に定める技術上の基準に従い、または当該技術上の基準の例により設置したときは、第1項の規定にかかわらず、当該通路誘導灯の有効範囲内の部分について誘導標識を設置しないことができる。

第34条第2号中「別表第1」の下に「(5)項イ、(6)項イ及び」を加える。

第37条第6号中「熱」の下に「または煙」を、「発信機」の下に「、中継器」を加える。

附 則

1 この政令は、昭和44年4月1日から施行する。ただし、第37条及び別表第5の改正規定は同年10月1日から、第34条の改正規定は昭和46年4月1日から施行する。

2 昭和44年3月31日に現に存する防火対象物または現に新築、増築、改築、移転もしくは模様替えの工事中の防火対象物に係る自動火災報知設備、電気火災警報器、非常警報設備及び誘導灯については、昭和45年9月30日までの間、当該防火対象物の関係者が自治省令で定めるところにより消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長)または消防署長に届け出た場合に限り、改正後の消防法施行令第21条、第22条、第24条及び第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 別表第5の改正規定の施行の際、消防法第21条の5第1項ただし書の規定により期間を限って効力を認められた型式承認に係る火災報知設備の発信機または受信機の個別検定の手数料については、なお従前の例による。

違反前回より減少

タンクローリー一斉検査

3月6日(木)全国車両防火運動の一環として、大阪府危険物災害対策連絡協議会が行なう危険物移動タンク貯蔵所等の一斉取締りに併せて、大阪市消防局においても、危険物運搬関係者の法令遵守の徹底と車両の完全整備を期するとともに、危険物運搬中の災害を未然に防止することを目的として、消防職員146人を動員し、警察官44人の協力を得て、市内19箇所で一斉に取締りを行なった。

此花、大正の両消防署は大規模な石油基地を管轄し、この基地より積み出される石油類は、市内、府下はもとより京阪神の各府県までおよんでいる。従って危険物運搬車両の通行が最も多いところなので、両署は消防局指導課安全係員の応援を得て午前8時30分から、此花消防署は島屋町大阪瓦斯(株)北港工場前、大正消防署は鶴町1丁目大運橋西詰においてそれぞれ実施し、午前9時から協議会との合同取締りに移行した。

3月とは名ばかり、早朝の冷気は検査員に白い息を要求し緊張の顔を一層こわばらせる。その前に危険物を満載した車は車台のばねを一杯にのぼして続々と現われる。手際よく検査して行く係員、すでに受検要領を心得ている関係者、ほとんどは笑顔のうちに検査を終えていくが、なかには係員に不良箇所を指摘され頭を掻く者もあった。

検査結果は次の表のとおりであった。

種別	移動タンク	一般車両	計
検査台数	580 (188)	229 (42)	809 (230)
良好台数	436 (158)	122 (21)	558 (179)
不良台数	144 (30)	107 (21)	251 (51)
不良台数 検査台数	24%	46%	31%

()は大阪府危険物災害対策連絡協議会と合同検査によるもの。



〔写真〕非常閉鎖弁を点検する検査員

検査台数809台のうち251台が不良であったが、いわゆる悪質な違反はわずかではあるが、前回(43年11月13日)に比して減少している。また、不良の内容を項目別に見ると、移動タンクにおいては標識41件が最も多く、続いて消火設備の29件、許可品目外取扱24件、緊急閉鎖装置20件、接地装置14件となっており、一般車両については、標識111件、消火設備59件、積載方法9件の順となっている。

これらの違反または不良は、毎回項目別の上位を占めているものであるが、始業点検等ちょっとした注意により是正でき、多額の経済負担も必要としないものであるから、速かに是正されてしかるべきものと考え。

また、移動タンク貯蔵所には、運搬中の事故を未然に防止し、不慮の事故に際しても迅速適確な措置が要求されるところであり、当局としても日頃から危険物取扱主任者の同乗を強く要望し、指導してきたが、その結果は580台のうち367台が危険物取扱主任者を同乗させており、前回の検査時より2%増加していることはよろこばしいことである。

このように、ある面では除々ではあるが危険物の保安に対する意識が向上しつつあるが、なお30%前後の不良車両が毎回数えられることは、当局の指導取締りの強化というよりはむしろ、危険物の運搬に従事する者の自覚にまつところが大きいといわざるをえない。

消防ポンプから家庭用消火器まで!

消防機器の総合メーカー



保険付

家庭用万能消火器ビーナス

信頼のマーク



- 梯子消防車
- 消防ポンプ車
- 保険付消火器
- クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区成見町2の33
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
富山・北海道